

第4章 整備計画の基本理念と基本方針

第1節 基本理念

第2節 基本方針

「保存活用計画」に示す大綱と基本方針を踏まえ、改めて整備計画の基本理念と基本方針を定める。

第1節 基本理念

- ①宇和島城の本質的価値の確実な保護と次世代への継承
- ②宇和島城の本質的価値の積極的な公開活用－「お城をみるまち、お城のみえるまち」の実現

第2節 基本方針

- ①歴史的遺産としての保存と価値の顕在化

宇和島城の歴史的遺産としての保存を大前提とし、その本質的価値を正確に、分かりやすく示し、その価値の顕在化を図る。

- ②史跡地としての環境整備と周辺域の一体的整備

宇和島城は市の都市構造の核であり、且つ市のモニュメントとして捉え、史跡指定地においては本質的価値に重点をおいた環境整備を進める。併せて、国名勝天赦園や市史跡樺崎砲台跡など関連遺産の整備を図る。そして伊達博物館や歴史資料館などの歴史文化施設が所在するかつての総曲輪跡（現在の丸之内）や城下町域といった周辺域においては、史跡地を支える地区として各種サインや各地点からの眺望確保など一体的に整備を図る。

- ③公園機能との適正な調整

宇和島城は立地の特性から都市公園（歴史公園）や津波緊急避難場所に指定され、遊具や上水道配水設備など城郭と関連のない施設も所在している。したがって、これらの施設撤去もしくは規模縮小など適正な調整を図り、歩行補助・転落防止・照明・ライフラインなど公園機能としての必要最低限の整備を行う。

第5章 整備基本計画

第1節 全体計画

第2節 地区別計画

第3節 公開活用計画及び管理運営計画

第4節 整備事業計画及び完成予想図

第1節 全体計画

1 基本的な考え方

- ①基本的に城郭遺構の最終機能面であり、「幕末」を整備時期とする。基本資料は発掘調査成果を用いることとし、援用資料として、正徳元年（1711）の宇和島城絵図並びに宇和島城下屏風絵図（元禄末期）を使用する。その理由としては、幕末の絵図となる安政・文久年間絵図と比較して、曲輪や矢倉・門などの内容が大きな差異がなく、かつ、より詳細緻密に描かれており、過去の発掘調査においても検出遺構の検証にその有用性が証明されているためである。
- ②往時の主要な曲輪利用及び機能に基づいて地区区分し、発掘調査や絵図などの資料調査の成果に基づき、文化庁、愛媛県教育委員会文化財保護課、宇和島城保存整備検討委員会の指導を受けながら整備を実施する。
- ③発掘調査等の成果が不十分な箇所は追加調査を行い、その成果により改めて整備方法を検討する。なお、樹木、石垣、排水については別途、悉皆調査を行い、その成果によって、個別計画をたて、整備を実施する。
- ④公園機能の整備にあたっては、史跡の保存活用を前提とした整備内容とする。

2 保存のための整備方法

- ①史跡の本質的価値を損なうことなく維持することを前提とし、各種遺構の現状の記録や発掘調査等の調査・記録を行い、これに基づき整備を行う。また地震や大雨等の災害に起因する毀損が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止措置をとるとともに、毀損の程度・発生原因等の詳細を把握した上で、復旧の方法を検討し実施する。
- ②石垣に関しては、平成9年度（1997）に悉皆調査を実施、石垣カルテを作成しているが、耐震診断など近年の研究動向に応じて、カルテの更新を行い、改めて基礎資料の収集後、石垣整備計画を策定する。原則、現状保存を第一に考え、やむを得ない場合に関してのみ、積み直し等の整備を検討する。
- ③遺構に悪影響を及ぼすおそれのある樹木や、石垣等の遺構から生えている樹木については、平成21年度（2009）に防災的見地も加えて、伐採等の基本方針は定めているが、対象樹木までの把握には至っていない。遺構ならびに動線、民有地境界周辺において毎木調査を実施後、管理計画を立て、森林環境贈与税も財源に活用しながら、伐採を行う
- ④本丸跡の石垣崩落、二之丸跡での斜面崩壊の要因の一つだった雨水の表面流水については、

往時の排水設備並びに現在の流水状況の詳細な調査を指定区域全体で行い、改善を図る。また、丘陵斜面部の森林環境悪化による土壌悪化が危惧されることから、市民への情報発信を行いつつ、適切な除間伐などの森林環境の改善に努める。

3 活用のための整備の方法

1) 史跡の価値を的確に伝達するための整備

【遺構の表現】

- ・調査研究の成果に基づき、真実性を確保した適切な手法を用いて、来訪者に往時の宇和島城の状況を想起させる遺構の表現を行う。
- ・遺構の視認性の確保のために、伐採、剪定、除草等適切な植生管理を行う。

【解説板の整備】

- ・矢倉や門などの建造物が現存していないため、各曲輪での主要な建造物の復元図を作成し、来訪者が往時をイメージできるものとする。
- ・史跡景観を損なわず、かつ史跡等の保存に影響を与えない、位置・設備・工法を選択すること。
- ・計画を定めたものであっても、事前の発掘調査の結果、重要な遺構が発見され、当該施設の設置が遺構の保存に影響を及ぼす可能性のある場合又は史跡等の景観に影響を及ぼす可能性がある場合には、当該施設を設置せず、再度検討を行うこととする。

【支障既存建造物等への対応】

- ・宇和島城の持つ価値を理解する上で支障をもたらす可能性のある建造物等（遊具・配水池・石碑）は、遺構や史跡景観への影響や必要性の観点から、移転、撤去、規模縮小等の対応を検討する。

2) 安全・快適に利用できる環境の整備

【城道（園路）等の整備】

- ・安全性・快適性を向上するための整備（ライフラインの更新、土系舗装の修繕、石段の改修、スロープ・手すり・転落防止柵・照明の設置等）を行う。

【案内板・道標・便益施設・維持・管理施設の整備】

- ・史跡景観を損なわず、かつ史跡等の保存に影響を与えない、位置・設備・工法を選択すること。計画を定めたものであっても、事前の発掘調査の結果、重要な遺構が発見され、当該施設の設置が遺構の保存に影響を及ぼす可能性のある場合又は史跡等の景観に影響を及ぼす可能性がある場合には、当該施設を設置せず、再度検討を行うこととする。

3) 宇和島城を身近に感じるための整備

- ・城下町域に史料調査や発掘調査に基づき、堀や矢倉、門などの解説板等を設置し、宇和島城の規模や構造を身近に感じてもらえる整備を行う。
- ・伊達博物館、中央公民館、生涯学習センター等、市内各所から宇和島城が良好に見える場所を、「ビューポイント」「フォトポイント」として整備し周知を図る。これにより中心市街地での観光客や市民の回遊性を向上させ活性化を進める。

4 地区区分計画

整備にあたり、宇和島城を構成する曲輪や地区の特性、歴史的変遷、整備上の課題を考慮して地区区分を行い、8つの地区を設定する。

地区区分 (平成8年度整備計画)	地区区分	範囲
本丸地区	①本丸・二之丸地区	本丸跡の一带
二之丸地区		二之丸跡及び帯曲輪の一带
藤兵衛丸地区	②藤兵衛丸・長門丸地区	藤兵衛丸跡の一带
長門丸地区		長門丸跡の一带
代右衛門丸地区	③代右衛門丸・式部丸地区	煙硝矢倉を含む代右衛門丸跡の一带
式部丸地区		式部丸跡の一带
井戸丸地区	④井戸丸地区	登城道を含む井戸丸跡の一带
三之丸地区	⑤三之丸・桑折氏武家長屋門地区	三之丸跡の既整備範囲
桑折氏武家長屋門地区		桑折氏武家長屋門及びその内側の一带
—	⑥作事所地区・上り立ち門地区	作事所跡の史跡追加指定範囲
上り立ち門地区		登城道を含む上り立ち門の一带
—	⑦追手門地区	追手門跡の史跡指定範囲
城山斜面地区	⑧丘陵斜面地区	曲輪・登城道以外の斜面部分

【各地区の特徴】

①本丸・二之丸地区

宇和島城の主要区画であり、本丸跡には多くの建物が並び立っていた。天守は現存するが、そのほかの建物は礎石などによって当時の姿を感じることができる。また、本丸石垣は藤堂期の石垣を江戸時代に修復しており、異なる時代の石垣建造技法を鑑賞できる。

- ・天守…現存12天守の1つ。現在の天守は寛文6(1666)年頃に宇和島伊達家2代宗利によって改修されたものである。
- ・宇和島湾への眺望…築城当時は水城であった。江戸時代から堀の埋立てが始まり、現在では市街地の中央に立っている。
- ・本丸石垣…藤堂期に築造された石垣が幕末に修復されており、修復の痕跡が石垣技法の違いで見取れる。

②藤兵衛丸・長門丸地区

城山郷土館のある藤兵衛丸跡と、城内最大の郭である長門丸跡から成る。城内最古と考えられる藤兵衛丸石垣と、寛文期に造り直された長門丸石垣を見ることができる。

- ・藤兵衛丸石垣…城内最古と考えられる藤堂期の石垣。城山郷土館下の石垣は城内2番目13mの高さを誇り、多くの観光客に人気の撮影スポットとなっている。
- ・長門丸石垣…宗利による大改修の際に造られた石垣で、直線距離では城内最長の長さを誇る。角では算木積がよく分かり、また海浜部の石を使ったことが分かる海蝕痕が見られる。
- ・城山郷土館…もとは三之丸にあった山里倉庫を移築。現在は宇和島ゆかりの偉人について展示している。
- ・長門丸跡の大半が遊具などが設置された児童公園となっており、小学校などが遠足などで来た際の休憩スポットにもなっている。
- ・児童公園の入口には宇和島伊達家11代宗彰の字による石碑が立っている。

③代右衛門丸・式部丸地区

城内最高の高さである代右衛門丸石垣が見られる。煙硝矢倉へ続く道では鏡積が見られるなど、石垣に多くの見所がある。

- ・代右衛門丸石垣…城内最高である 15m の高さを持つ。南・西・北の三方で積み方が異なり、石垣技術の変遷を感じることができる。
- ・鏡積…1m を超す巨石が続く鏡積が煙硝矢倉へ至る代右衛門丸石垣に見られる。高石垣と併せて御浜御殿からの眺望を意識したものと考えられる。
- ・井戸…城内に 2 つある井戸の 1 つ。式部丸は伊達家の時代に造られた曲輪であり、一時期代右衛門丸には山崎式部が居住していたとの記録もあるため、生活用水として使用された可能性がある。

④井戸丸地区

旧来の登城道の中腹にある曲輪。井戸を防衛するための矢倉等があったが、現在は井戸が残るのみである。

- ・井戸縁金石文…幕末に井戸を修理しており、その記録が金石文として刻まれている。

⑤三之丸地区・桑折氏武家長屋門地区

【三之丸地区】古くは三之丸御殿があったが、現在では石垣の一部が残るのみである。現在整備されている部分は藩主などの専用道であったと考えられている。

- ・三之丸石垣…三之丸山側にある石垣。正面から見るとはできないが鏡積の石垣でもあり、築城当初は三之丸側から登城していたことが窺える。

【桑折氏武家長屋門地区】築城当時は大手筋であったと考えられる北側登城口である。

- ・桑折氏武家長屋門…藩老であった桑折氏の屋敷にあった長屋門。昭和期に桑折氏の屋敷から現在地へ移築した。
- ・近隣には観光情報センター「シロシタ」があり、休憩所や土産物売場として利用されている。

⑥作事所地区・上り立ち門地区

【作事所地区】藩の大工仕事を統括する作事奉行の役所及び職人の作業所跡である。明治以降に学校用地となり、作事所の痕跡としては池状遺構や、鍛冶を行っていた痕跡、加工された木材などが確認されている。

【上り立ち門地区】江戸期最終段階で実質的には追手筋として利用されたと思われる南側の登城口であり、城内で最も広い登城道である。

- ・上り立ち門…城内で唯一残る藤堂期の建物である。城郭に現存する薬医門では最大級であり、また、最古となる可能性もあるものである。

⑦追手門地区

建造物として旧国宝に指定されていた追手門の敷地が史跡地と指定されていたが、戦後の戦災復興により区画整理後、民有地化されている。

- ・平成 16 年度の発掘調査によって、石垣の根石が確認されている。

⑧丘陵斜面地区

遺構が存在しない丘陵斜面部一帯を指す。

- ・管理されていないクス等の照葉樹林が林立している。
- ・山麓部に急傾斜対策工事によるネットなどの構造物が設置されている。

5 動線計画

動線の現状で述べたように、宇和島城においては、見学動線と管理動線は共用状況にあり、管理用の専用動線は設定していない。北登城口から長門丸へ至る B1 のルートが、昭和期に新設した車道となり、このルートが管理道と位置づけられるが、一般解放している道であり、緩やかな勾配であるため、足腰の弱い方などがこのルートを利用している。他の動線については、近世から続く往時の城道であり、見学路として一般公開している。

見学動線については、城内の回遊性の向上を図り、来城者に宇和島城の本質的価値を周知し理解を促進するため、2つの動線を設定する。

【主動線】

桑折氏武家長屋門→B1→C1→城山郷土館→C2→C3→天守→C3→B2→
桑折氏武家長屋門

本ルートは、現状の主要動線に回遊性の向上を図るためのルートである。B1については往時の城道ではないが、B1ルート付近に中世山城の曲輪跡が見学可能な状態であり、中世山城から近世城郭化したと史実を体感できる点、そして長門丸石垣のビューポイントが設定出来ることから、見学動線として活用する。城山郷土館は、移転を行うまでは、整備事業の成果周知、ボランティアの待機所や見学者との交流スペースとして利用する。帰路のルートは本丸、三之丸間の往時の城道である。B2には井戸丸地区で城内唯一の幕末に記された金石文がある。なお、B2については、城内の道の中でも最も斜度がきつく、高低差のある石段が続いていることため、バリアフリーの観点から、手摺や石段の高低差を緩和する補助石段などの必要最小限で極力可逆的な整備を検討する。

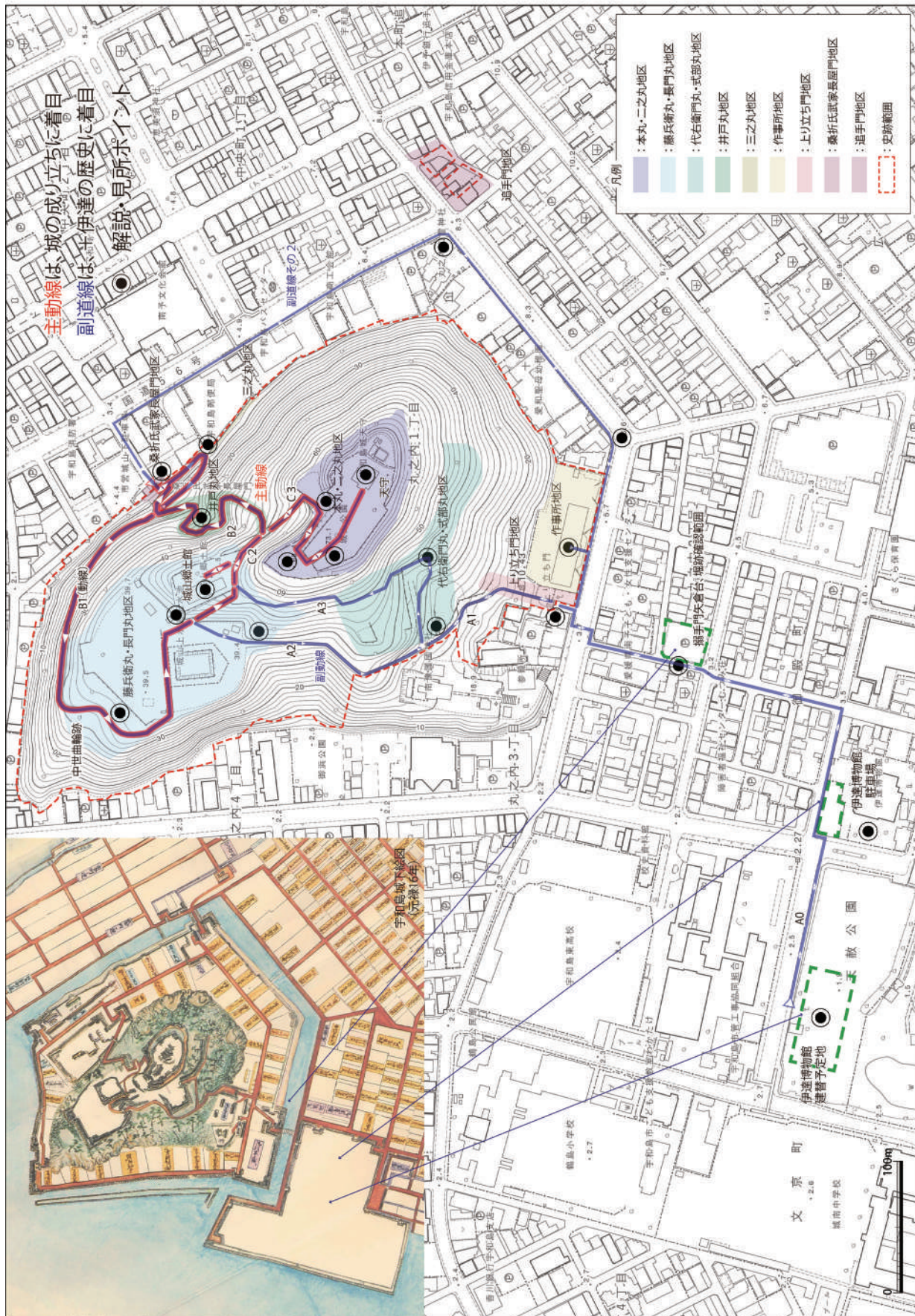
【副道線】

伊達博物館→A0→上り立ち門→A1・2→C1→城山郷土館→C2→C3→天守
→C3→C2→A2→A3→A1→作事所地区→A0→伊達博物館

本ルートは、御浜御殿跡内に令和9年度開館予定の新博物館を新たに起点としたルートである。史跡指定地内では往時の城道を利用した動線であり、新博物館からのルートも御浜御殿からの南登城口の上り立ち門へ至る往時の道に準じたものとなっている。新博物館を基点とすることで、南登城口利用の課題である駐車場問題が解決され、また現在、宇和島城ではガイダンス施設を整備していないが、新博物館館内の無料利用区域に宇和島城ガイダンスエリアを設けることとしており、こちらの課題についても解決できることとなる。

城内では上り立ち門や藤兵衛丸・長門丸地区の石垣から藤堂高虎築城の様相を、本丸・二之丸地区で天守や石垣から宗利による寛文改修から幕末の修理様相を、帰路となる代右衛門丸・式部丸地区ではの多様な石垣から普請技術の発展様相が体感でき、史跡内では唯一の平地エリアである作事所地区も含まれる。作事所については、一部の建造物の復元整備や平面表示を行い、宇和島城の作事や普請を学習する場としての活用を想定している。博物館から南登城口までのA0については、史跡指定地外で露出遺構や歴史的建築物が皆無で、現状では登城者が体感できる要素がないため、発掘調査成果や古写真を利用したサインや堀跡の道路舗装などの平面表示、AR・VR等を用いた整備を、都市計画部局の都市再生整備計画事業を活用して行う。

また副道線その2として、桑折氏武家長屋門から国道56号を南下、追手門跡周辺となる丸之内和霊神社を経由して作事書所地区へ至るルートも設定しておきたい。



地区区分及び動線計画図

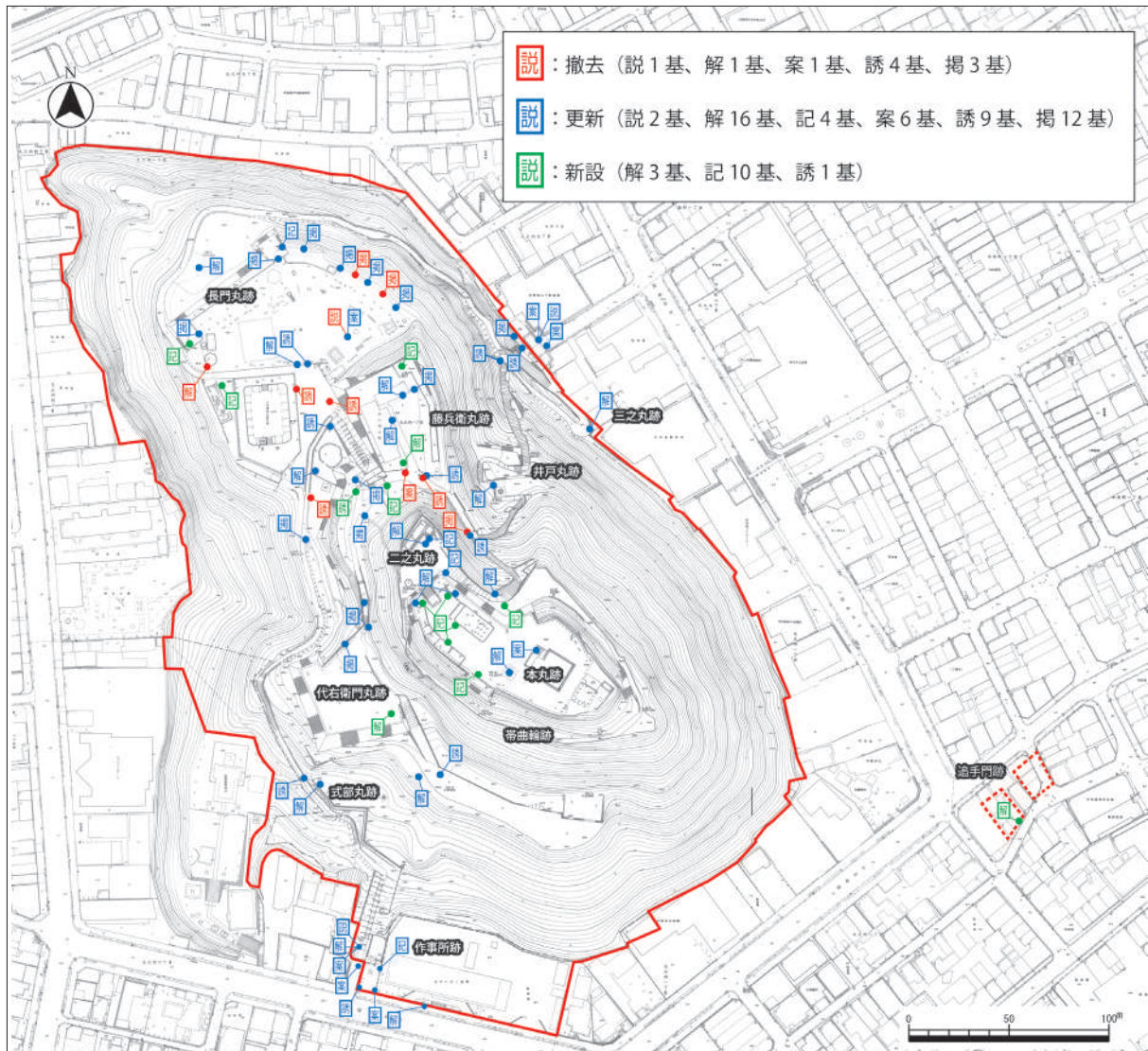
6 サインに関する整備計画

保存活用計画の内容及び第3章で示した課題を踏まえ、サインの整備方針は以下のとおりとし、随時更新、新設を図っていく。なお、総じて日本語のみの表記であるため、表記の多言語化を図り、サインの標準仕様については、現在都市計画部局が策定中である宇和島市公共サインガイドライン（令和6年6月施行予定）に準ずるものとする。ガイドラインに準ずるものとしては、板面レイアウト（見出しやブランドロゴ掲示など）、書体（見出し：ゴシック、本文：明朝）と文字サイズとなり、内容や支柱形状までの規制を行うものでなく、史跡の景観を損なわない現地に即したもので設置可能である。主に整備を行うものについては、内容に不備がある両登城口の説明板の更新、二之丸跡を除きほぼ設置されていない記銘板、そして動線計画にそって誘導表示を更新する誘導板、そして現地での見学者目線の往時イメージ図と200文字前後の解説文を附記した板面400mm×300mm相当の小型解説板についての整備を行う。

さらに具体的な計画にあたっては、令和6年度に市ガイドライン施行後、サイン基本設計を行い、令和7年度以降、随時着手していく。

【サインの整備方針】

種類	目的	掲載情報	整備方針	設置箇所等
説明板	史跡説明	宇和島城跡の概要説明	史跡範囲等を記し、史跡のガイダンスを図る。	両登城口
解説板	遺構解説	曲輪や石垣、遺構の解説	新設の解説板については小型解説板とする。	曲輪や石垣、遺構の前
記名板	遺構表示	遺構の名称表示	- 遺構が確認できるものについては遺構記名板を設置する。 - 遺構記名板は埋込プレートに仕様を統一する。	各遺構周辺
案内板	城内・施設の案内	- 市内観光案内 - 城内案内 - 施設案内	- 両登城口にある案内板は現況に合わせて情報を更新し、施設等の案内も書き加える。 - A形看板は景観に対する影響が大きいため撤去する。	- 両登城口 - 児童公園 - 施設前
誘導板	史跡内外の誘導	- 城内の順路案内 - 城外関連施設、観光地への案内	- 一脚型に仕様を統一する。 - 近隣関連施設である伊達博物館や天赦園への誘導を図る。 - A形看板は景観に対する影響が大きいため撤去する。 - 児童公園周辺は誘導板の数を減らし、登城道に色を付けることで誘導を図る。	- 登城口 - 城内道中 - 城内分岐
掲示板	注意喚起	- 立入禁止区域の表示 - 鳥獣保護区の表示	- 情報に合わせて仕様を統一する。 - 必要最低限の掲示に努める。 - イベント掲示板は情報が古く、景観に対する影響も大きいため撤去する。 - ピクトグラム等を活用した分かりやすい表示にする。	- 立入禁止区域 - 児童公園周辺



サイン整備計画図

曲輪	現状	整備方針
本丸	解：3、記：1、案：1	更新 解：3、記：1、案：1 新設 記：4
二之丸・帯曲輪	解：2、記：2	更新 解：2、記：2
藤兵衛丸	解：2、案：1、誘：2、掲：3	撤去 案：1、誘：1 更新 解：2、誘：1、掲：3 新設 解：1、記：2、誘：1
長門丸	説：1、解：4、記：1、案：1、誘：3、掲：8	撤去 説：1、解：1、誘：2、掲：2 更新 解：3、記：1、案：1、誘：1、掲：6 新設 記：2
代右衛門丸	解：1、誘：1、掲：3	更新 解：1、誘：1、掲：3 新設 解：1
式部丸	解：1、誘：1	更新 解：1、誘：1
井戸丸	解：1	更新 解：1
三之丸	解：1	更新 解：1
桑折氏武家 長屋門周辺	説：1、案：2、誘：1、掲：1	更新 説：1、案：2、誘：1、掲：1
上り立ち門周辺	説：1、解：1、記：1、案：3、誘：1	更新 説：1、解：1、記：1、案：3、誘：1
作事所跡	解：1	更新 解：1
追手門跡		新設 解：1
その他登城道	誘：3、掲：2	更新 誘：2、掲：1 撤去 誘：1、掲：1

ながとまるあと

●長門丸跡



宇和島
uwajima



長門丸復元図



長門丸復元図

長門丸の名称の由来は藤堂高虎配下の重臣の名前だと言われ、宇和島伊達家の居城となった後もそのまま使用されました。

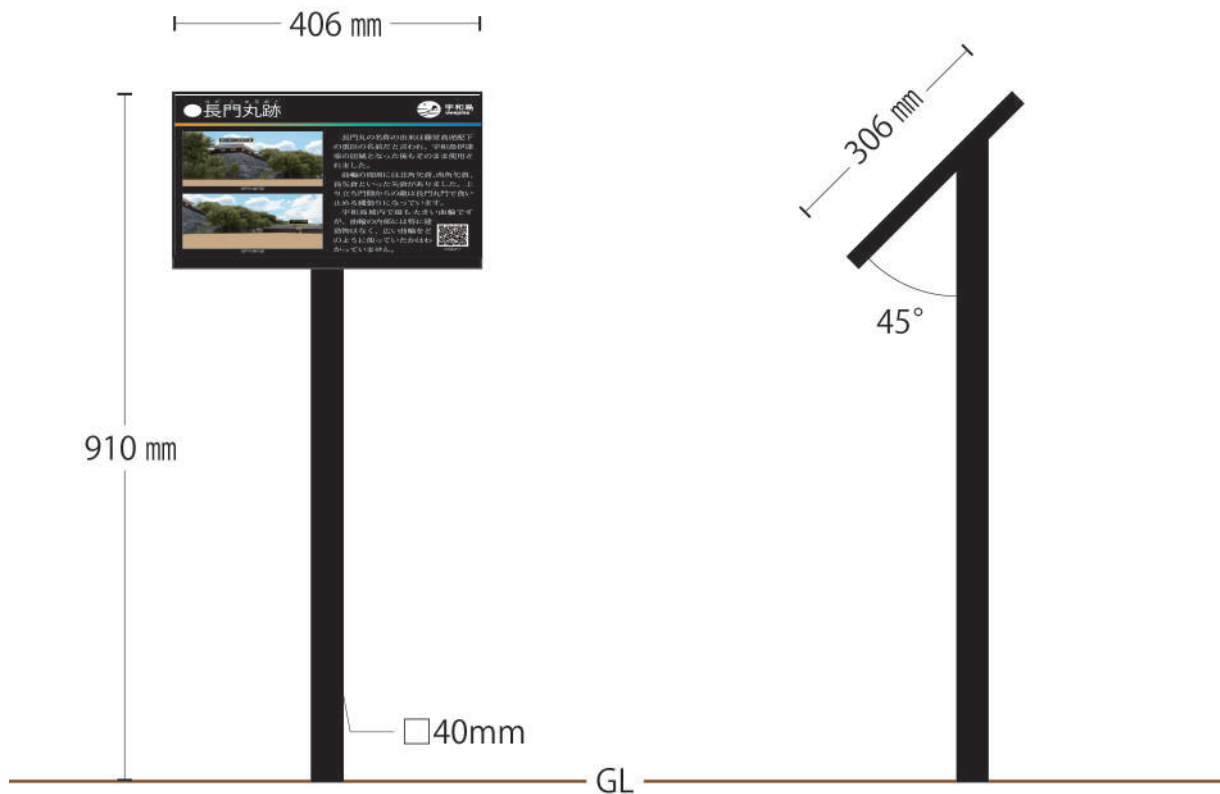
曲輪の周囲には北角矢倉、西角矢倉、長矢倉といった矢倉がありました。上り立ち門側からの敵は長門丸門で食い止める縄張りになっています。

宇和島城内で最も大きい曲輪ですが、曲輪の内部には特に建造物はなく、広い曲輪をどのように使っていたかはわかっていません。



宇和島HP

小型説明板表示内容モデル



小型説明版の標準仕様

第2節 地区別計画

1 地区ごとの整備計画

本項では地区ごとの整備計画を記す。整備計画図には「A 本質的価値を構成する諸要素」を赤色で、「B-1 本質的価値の補完に好影響を及ぼす諸要素」を黄色で、「B-2 史跡の価値に直接関係しない諸要素」を青色で網掛けをしている。

1) 本丸・二之丸地区

①本丸

◆A 本質的価値を構成する諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
- 遺存する重要文化財である天守については、今後も防災対策等に十分配慮し、その保存に努め、公開展示していく。 - 櫓跡等建物遺構については、保存整備に必要な発掘調査等各種調査を行い、その保存に努めるとともに、礎石の露出展示、建物遺構等の表示、復元等整備を行うことを検討する。 - 石垣については、石垣調査の成果並び研究・検討を踏まえ、保存上支障となる樹木の伐採を行うなど、その保存に努める。 - なお、北西石垣のハラミ等がみられる部分については早急に修復処理を行う。	- 天守の保存活用計画を策定し、それに基づき耐震診断を実施する。 - 地下遺構に影響を及ぼさない範囲で解説板を設置する。 - 本丸北側石垣は石垣調査に基づき、修理を行う。

◆B-1 本質的価値の補完に好影響を及ぼす諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
- 名称板、解説板等を適宜設置する。 - ベンチ等については歴史的環境にふさわしいデザイン、色彩、配置等を検討する。	- 計画に基づき各サインの更新、設置を行う。 - ベンチは基礎のあるコンクリート製は撤去し、移動可能な木製、石製のみとする。 - バイオトイレは茶褐色等、周囲の景観に適した色彩に修景する。 - LED等天守の壁面などに悪影響を及ぼさない照明へ機械更新を行う。 - 石垣天端の転落防止用植栽については木柵に更新する。
 	
木柵イメージ（丸亀城跡）	木製ベンチ（愛媛県より無償提供）

◆B-2 史跡の価値に直接関係しない諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
- 台所跡等遺構上にある樹木については移植もしくは伐木する。 - 天守裏のサイレン等宇和島城と直接関係のない施設については、今後関係機関との調整を行い、撤去に努める。	- 樹木調査を行ったうえで、礎石を損壊している樹木の伐採・撤去を行う。 - ミュージックサイレンは現在機能していないため撤去を行う。

②二之丸・帯曲輪

◆A 本質的価値を構成する諸要素

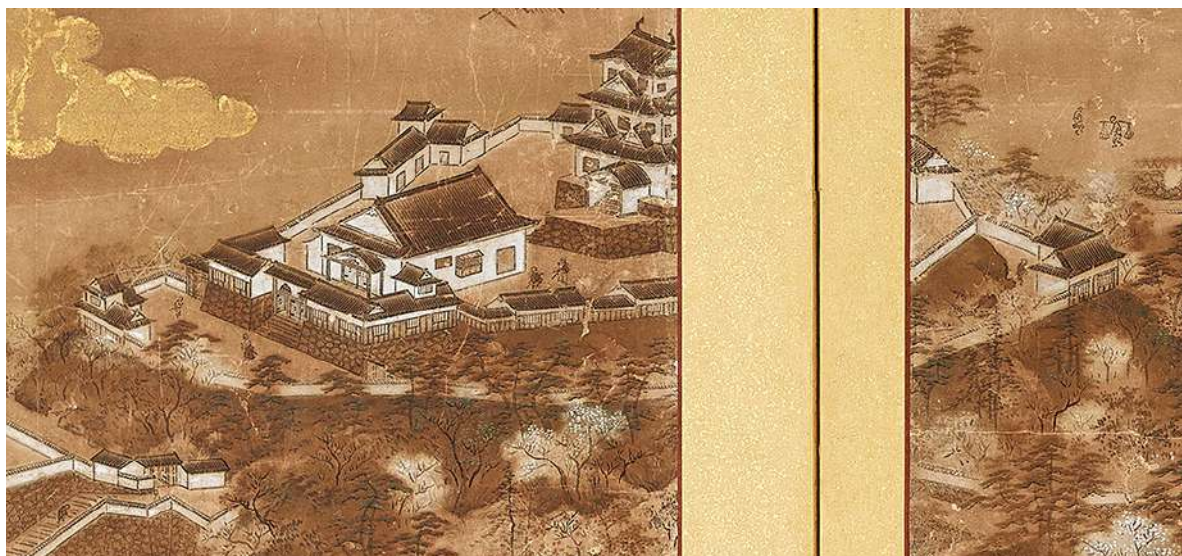
平成8年度整備計画	整備の方針
・櫓跡等建物遺構については、保存整備に必要な発掘調査等各種調査を行い、その保存に努めるとともに、礎石露出展示、建物等遺構の表示、復元等整備を行うことを検討する。 ・石垣については、石垣調査の成果並び研究・検討を踏まえ、保存上支障となる樹木の伐採を行い、その保存に努める。	・御書物矢倉と三之門、太鼓矢倉の発掘調査を実施し、調査結果に基づき平面表示等の整備を行う。 ・石垣調査、毎木調査に基づき、崩落箇所の修理、支障木の伐採を行い、帯曲輪の一般公開を行う。

◆B-1 本質的価値の補完に好影響を及ぼす諸要素

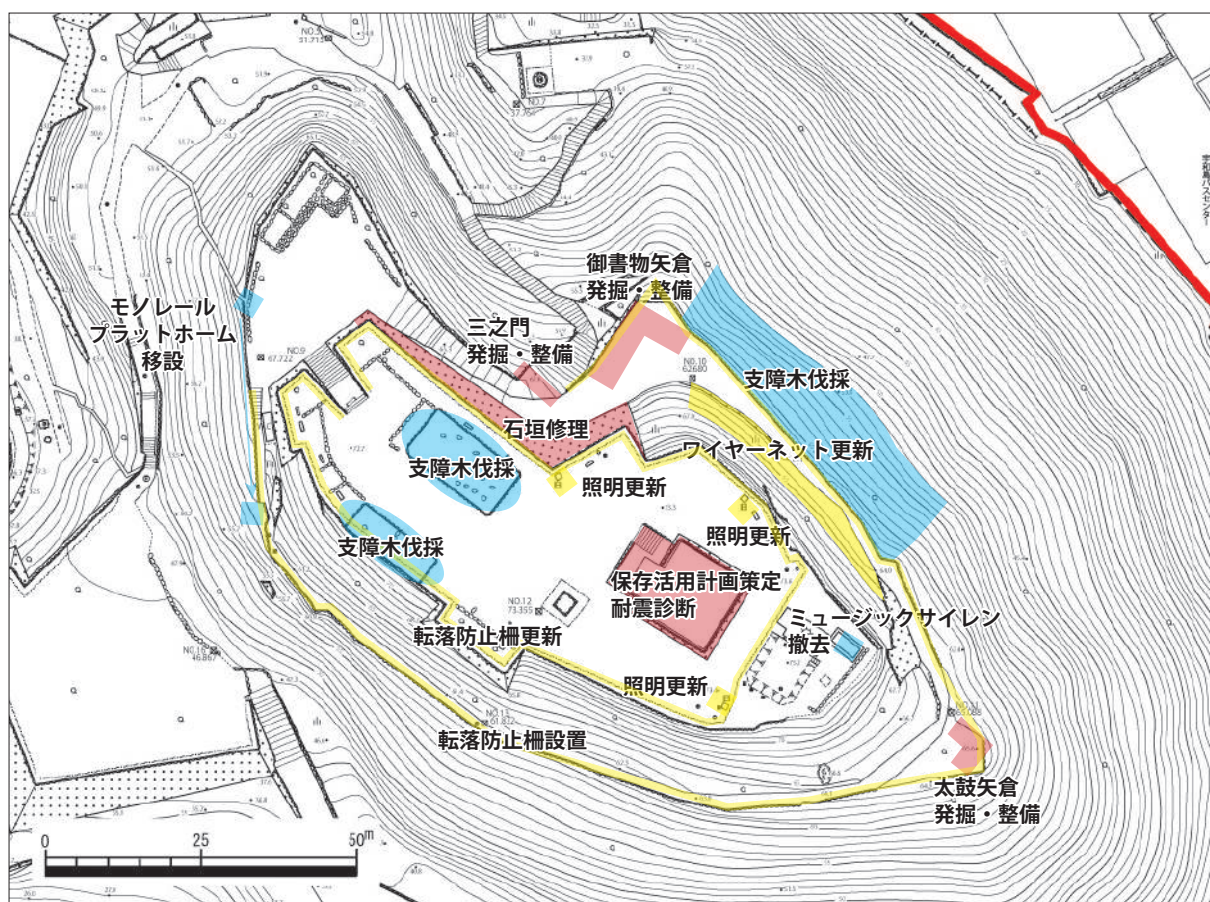
平成8年度整備計画	整備の方針
・便所等施設については、そのデザイン、色彩、配置等を十分検討し、配置する。 ・名称板、解説板等を適宜設置する。	・帯曲輪の劣化・緩みが進行しているワイヤーネットの交換・更新を行う（市単独）。 ・帯曲輪にて遺構に影響を及ぼさない範囲で木柵等による転落防止策を講じる。 ・計画に基づき各サインの更新、設置を行う。

◆B-2 史跡の価値に直接関係しない諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
・帯曲輪南西側等の中心に除草、樹木の間伐、整枝等を行い、帯曲輪は周回しやすくする。	・二之丸にある資材運搬用モノレールのプラットホームを帯曲輪へ移設する。 ・帯曲輪の樹木を剪定・伐採し、眺望や照度を確保する。



宇和島城下絵図屏風 本丸・二之丸地区



本丸・二之丸地区 整備計画図



正徳絵図 本丸・二之丸地区

2) 藤兵衛丸・長門丸地区

① 藤兵衛丸

◆A 本質的価値を構成する諸要素

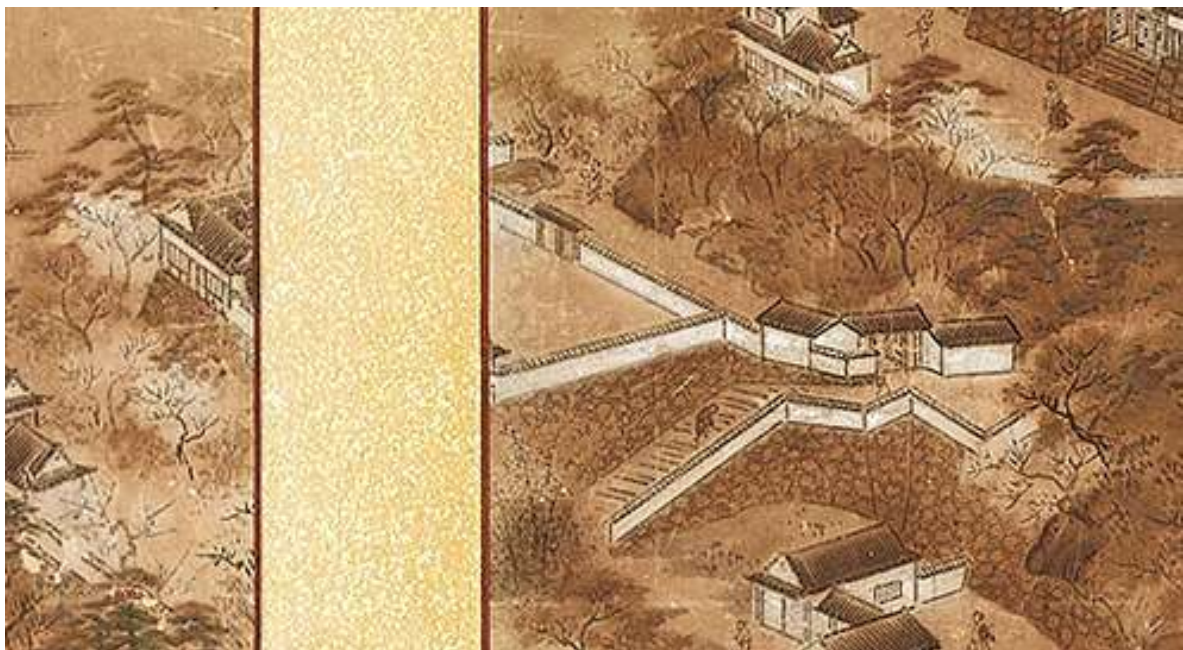
平成8年度整備計画	整備の方針
- 門跡等建物遺構については、保存整備に必要な発掘調査等各種調査を行い、その保存に努めるとともに、礎石の露出展示、遺構等の表示、復元等整備を行うことを検討する。 - 石垣については、石垣調査の成果並び研究・検討を踏まえ、保存上支障となる樹木の伐採を行い、その保存に努める。	- 北角矢倉跡と西角矢倉跡は発掘調査を実施し、調査結果に基づき整備を行う。 - 石垣調査に基づき、石垣修理を実施する。 - 城番屋敷跡の発掘調査を行い、調査結果に基づき整備を行う。

◆B-1 本質的価値の補完に好影響を及ぼす諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
- 移設された建物である城山郷土館については長期的視野に立ってその運用、利用等のあり方を移築を含めて検討する。 - 近年整備されたコンクリート塀等については、かつてからの建物等と誤解されるものについては今後撤去もしくは改修を行う。 - 適宜、名称板、解説板等を設置する。	- 郷土館の展示内容を整備事業に関係する内容へ変更、事業の周知、啓発をはかりながら、将来的には史跡指定外への移転を行う。 - コンクリート塀については、土塀に改修する。 - 計画に基づき各サインの更新、設置を行う。

◆B-2 史跡の価値に直接関係しない諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
現況の植生については、植生調査等の成果、研究、検討を踏まえ、適宜、間伐等を行う。	過去の伐採後残置している樹木を搬出処分する。



宇和島城下絵図屏風 藤兵衛丸地区

②長門丸

◆A 本質的価値を構成する諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
・建物等遺構については、保存整備に必要な発掘調査等各種調査を行い、その保存に努めるとともに、礎石の露出展示、遺構等の表示、復元等整備を行うことを検討する。 ・石垣については、石垣調査の成果並び研究・検討を踏まえ、保存上支障となる樹木の伐採を行い、その保存に努める。	・北角矢倉跡、西角矢倉跡、長門丸門跡は発掘調査を実施し、調査結果に基づき整備を行う。 ・遺構に影響を及ぼさない範囲で木柵による転落防止策を講じる。 ・排水管理を行い、土砂の流出を抑える。 ・石垣調査・毎木調査に基づき、石垣修理、樹木伐採を行う。

◆B-1 本質的価値の補完に好影響を及ぼす諸要素

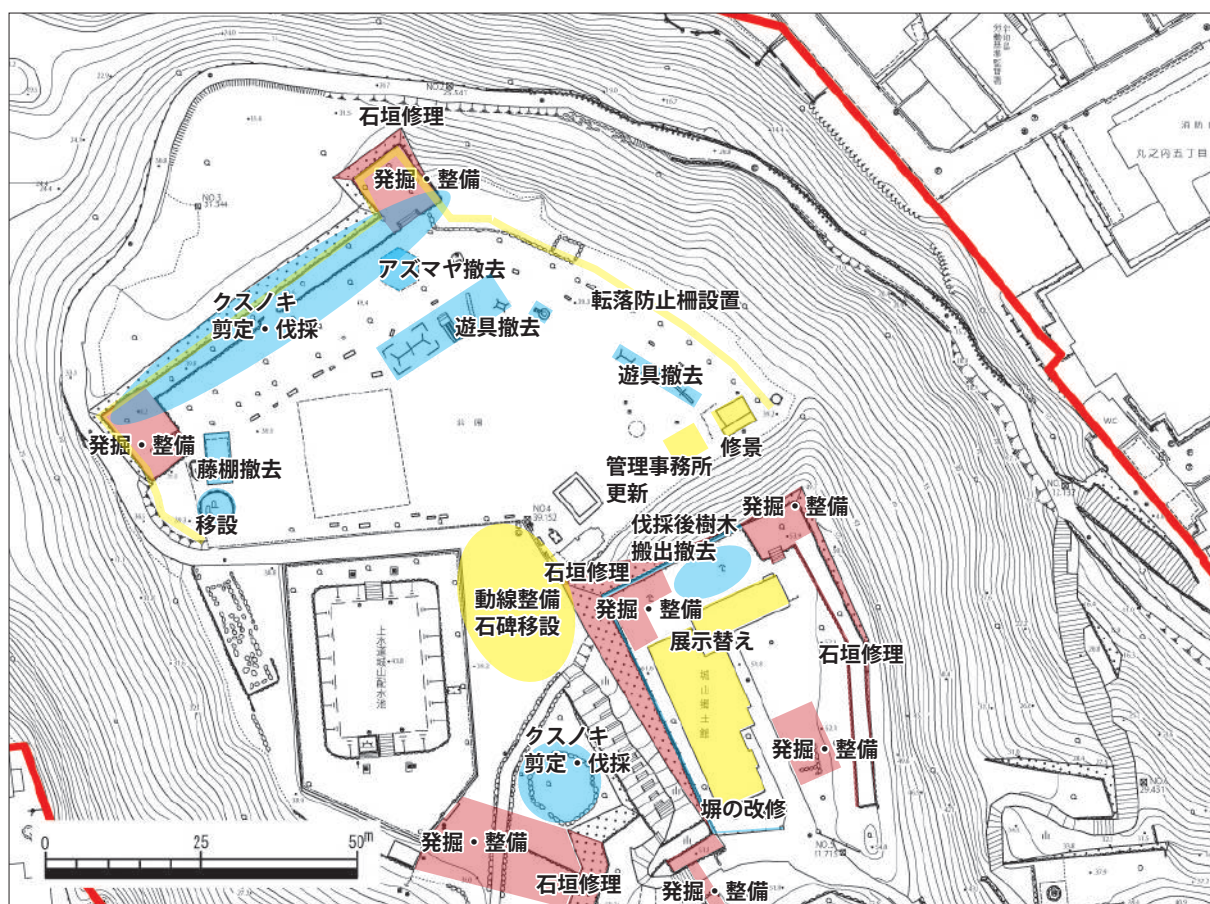
平成8年度整備計画	整備の方針
・後世につけられた道路については、城山全体の動線計画を考慮し、付替等を検討する。 ・適宜、名称板、解説板等を設置する。	・昭和期の整備道路は管理道として必要であり、見学道路としても有用であることから、誤解を生まない表記を行い、利用する。 ・北登城口と南登城口の分岐地点で真砂土舗装の路面マーキングによる動線整備を行う。 ・宇和島城石碑を標識として南登城口へ移設。 ・ベンチは基礎のあるコンクリート製は撤去し、移動可能な木製ベンチを設置する。 ・管理事務所の更新、倉庫の修景を行う。 ・計画に基づき各サインの更新、設置を行う。

◆B-2 史跡の価値に直接関係しない諸要素

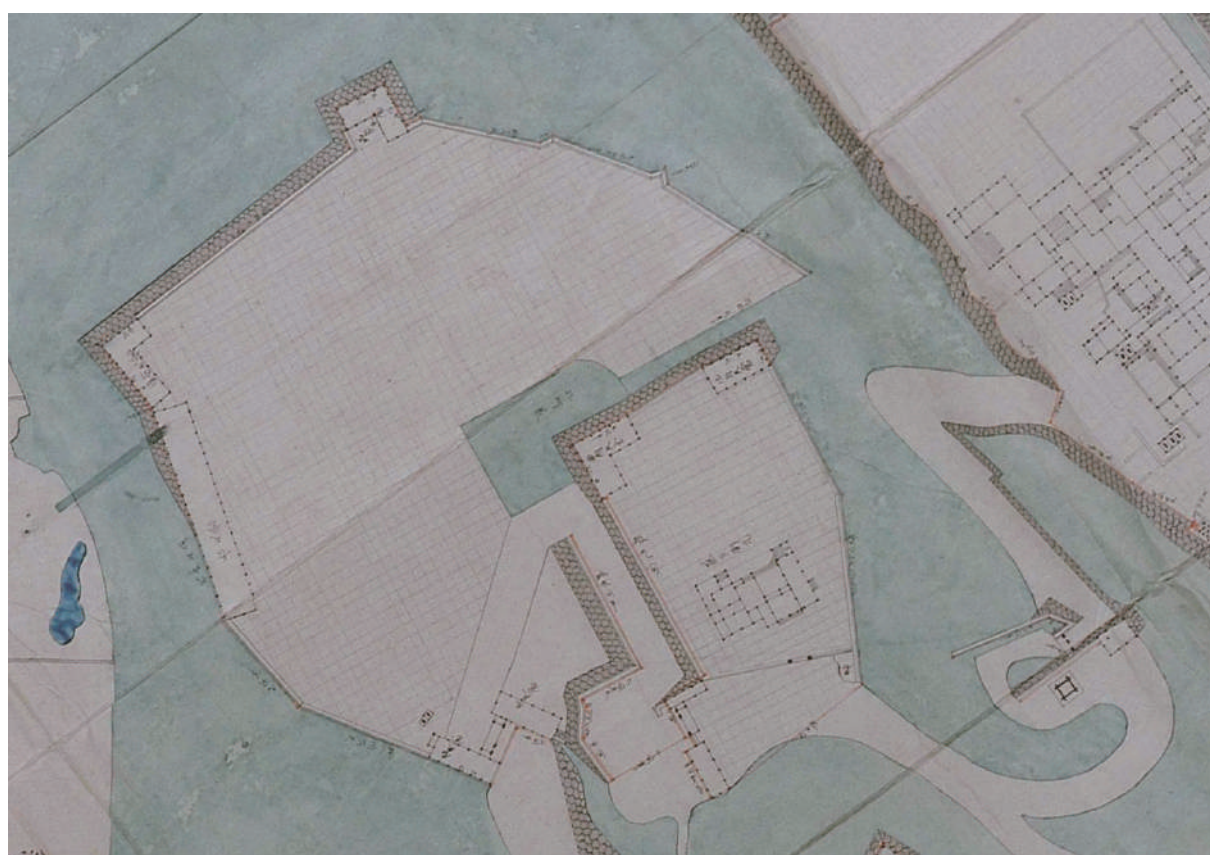
平成8年度整備計画	整備の方針
・公園施設については、その利用、施設のあり方等を関係機関と協議調整しつつ検討し、歴史的環境にふさわしい内容、デザイン、配置等とする。 ・配水地については、関係機関と十分調整、協議を行い、長期的には移設するものとする。	・アズマヤ、遊具、藤棚については都市公園部局と協議し、随時撤去する。 ・樹木調査を行ったうえでクスノキの剪定・伐採を行う。 ・中井コップの歌碑は城外へ移設する。 ・配水地については、将来的に撤去する。



宇和島城下絵図屏風 長門丸地区



藤兵衛丸・長門丸地区 整備計画図



正徳絵図 藤兵衛丸・長門丸地区

3) 代右衛門丸・式部丸地区

①代右衛門丸

◆A 本質的価値を構成する諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
- 建物等遺構については、保存整備に必要な発掘調査等各種調査を行い、その保存に努めるとともに、礎石の露出展示、遺構等の表示、復元等整備を行うことを検討する。 - 石垣については、石垣調査の成果並び研究・検討を踏まえ、保存上支障となる樹木の伐採を行い、その保存に努める。特に南側の崩落危険箇所については早期の修復処理を行う。	- 代右衛門丸門・煙硝矢倉跡の発掘調査を行い、調査結果に基づき整備を行う。 - 石垣調査に基づき、修理を行う。

◆B-1 本質的価値の補完に好影響を及ぼす諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
適宜、名称板、解説板等を設置する。	- サイン計画に基づき更新、設置を行う。 - 代右衛門丸門・煙硝矢倉跡の発掘調査を行い、調査結果に基づき整備を行う。

◆B-2 史跡の価値に直接関係しない諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
現況の植生については、植生調査等の成果、研究、検討を踏まえ、適宜、間伐等を行う。	- 毎木調査に基づき、間伐・伐採を行ない、周辺地域を構成する要素である天赦園への眺望を確保する。 - 遺構に影響のない範囲で生垣修繕を行う。 - 資材運搬用モノレールのプラットホーム周辺の修景及び軌道の変更を行う。

②式部丸

◆A 本質的価値を構成する諸要素

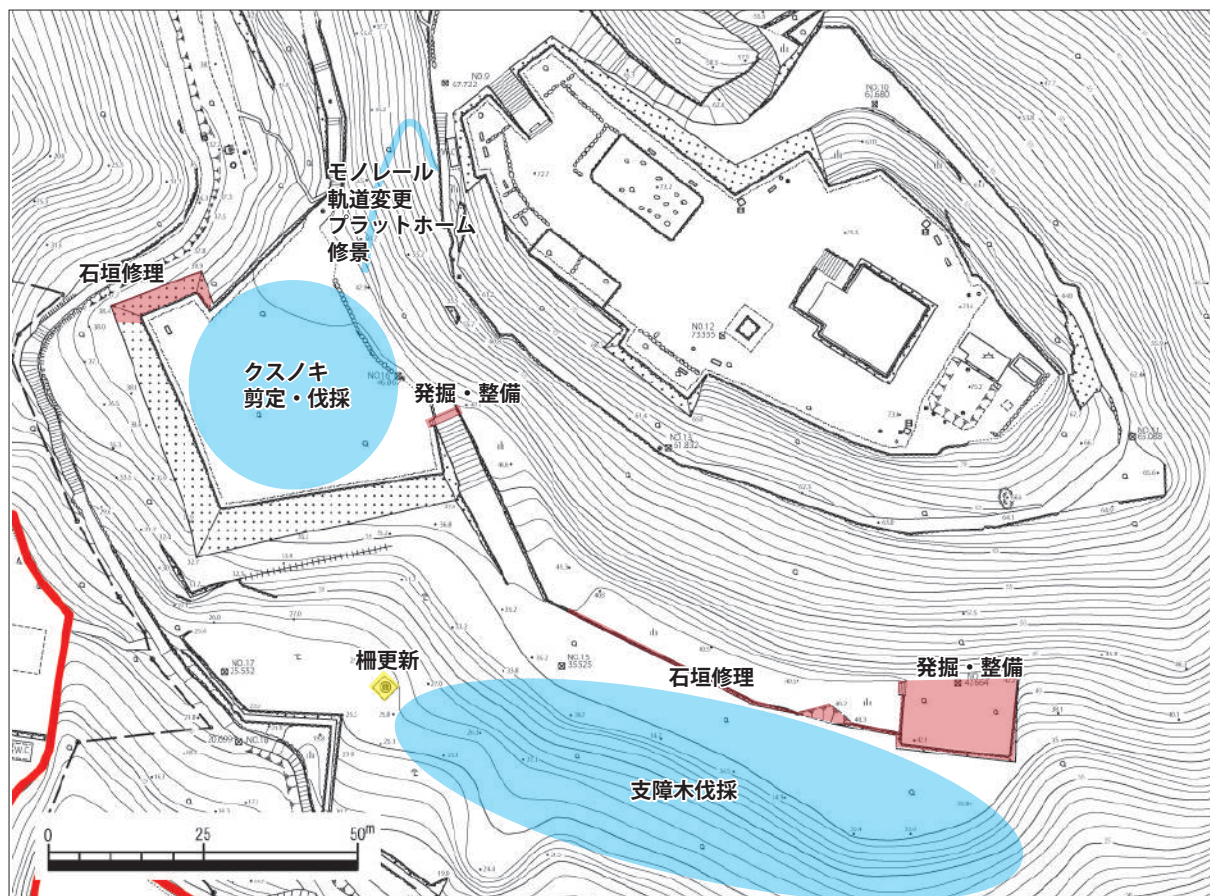
平成8年度整備計画	整備の方針
- 遺構等については、保存整備に必要な発掘調査等各種調査を行い、その保存に努めるとともに、表示、復元等整備を行うことを検討する。 - 石垣については、石垣調査の成果並び研究・検討を踏まえ、保存上支障となる樹木の伐採を行い、その保存に努める。	平成26年度から28年度にかけて整備を実施したため、当面は現状維持とする。

◆B-1 本質的価値の補完に好影響を及ぼす諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
適宜、名称板、解説板等を設置する。	- 井戸枠の柵の更新または修繕を行う。 - サイン計画に基づき更新、設置を行う。

◆B-2 史跡の価値に直接関係しない諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
現況の植生については、植生調査等の成果、研究、検討を踏まえ、適宜、間伐等を行う。	適宜竹等を伐採し、照度の調節、排水管理に努める。



代右衛門丸・式部丸地区 整備計画図



正徳絵図 代右衛門丸・式部丸地区

4) 井戸丸地区

①井戸丸

◆A 本質的価値を構成する諸要素

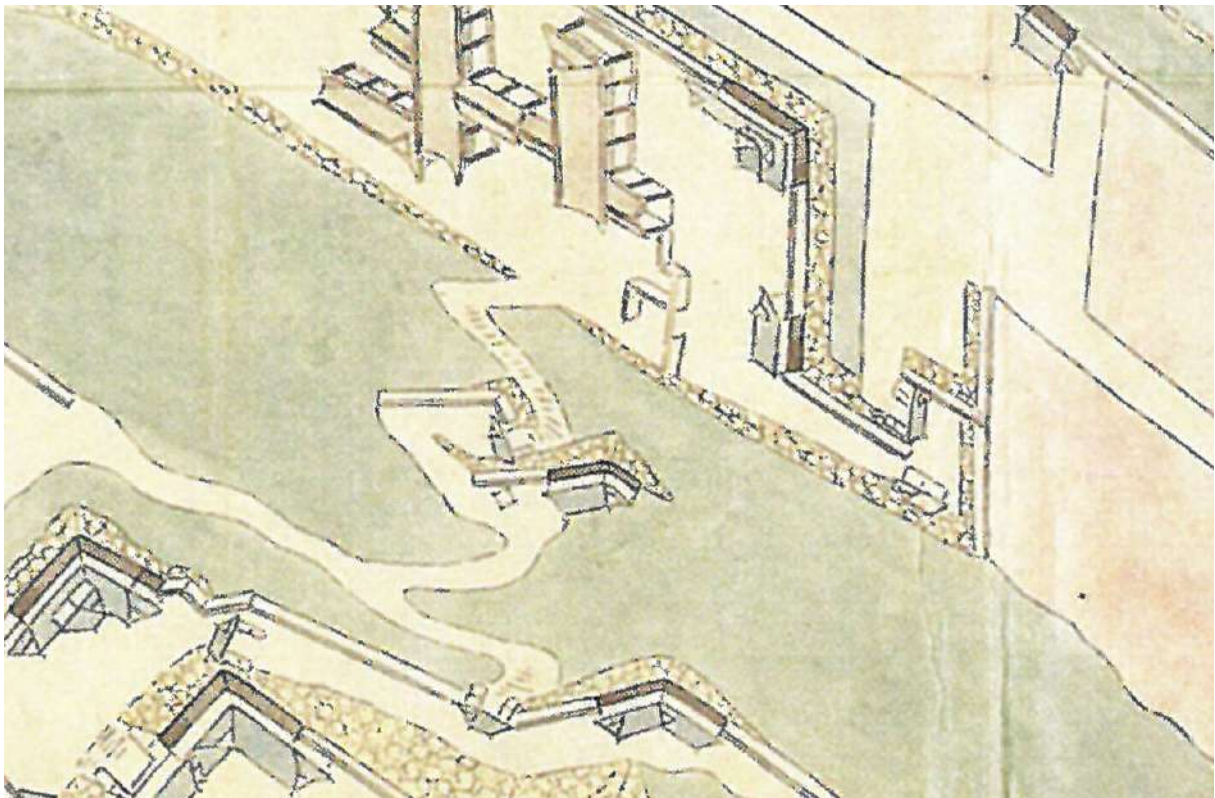
平成8年度整備計画	整備の方針
- 建物等遺構については、保存整備に必要な発掘調査等各種調査を行い、その保存に努めるとともに、礎石の露出展示（礎石）、建物等遺構の表示、復元等整備を行うことを検討する。 - 石垣・階段（登城道）については、調査の結果並び研究・検討を踏まえ、修復・復元等整備に努める。なお、石垣の保存上支障となる樹木は伐採する。	- 井戸丸矢倉と井戸丸門、井戸丸屋形の発掘調査を実施し、調査結果に基づき整備を行う。 - 石垣調査に基づき、ハラミが見られる部分の修理を行う。 - 毎木調査を基に石垣に影響を与えない範囲での樹木伐採を行う。 - 登城道について、調査成果を踏まえ、可逆的工法による手摺りや補助段を設置する。

◆B-1 本質的価値の補完に好影響を及ぼす諸要素

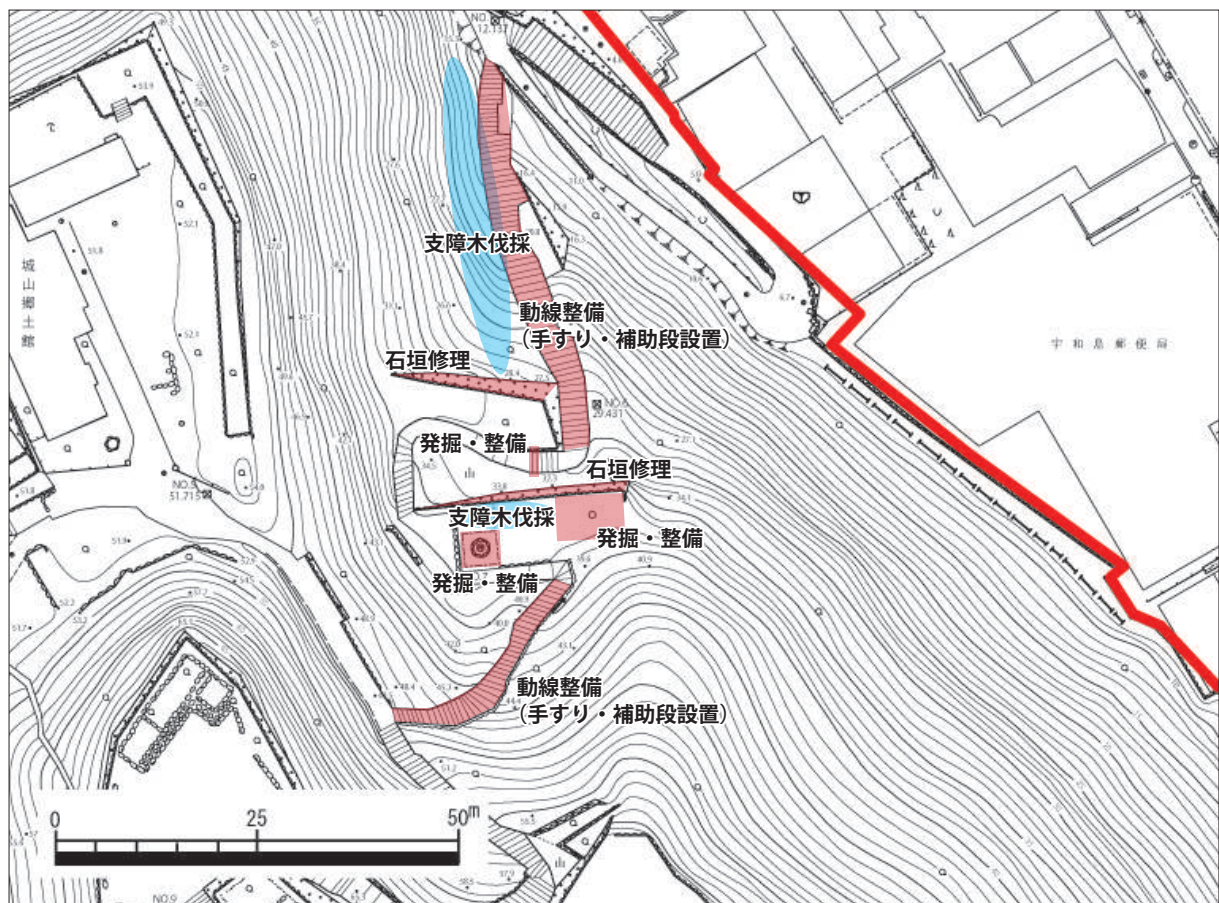
平成8年度整備計画	整備の方針
平成8年時計画には特記事項なし。	サイン計画に基づき更新、設置を行う。

◆B-2 史跡の価値に直接関係しない諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
現況の植生については、植生調査等の成果、研究、検討を踏まえ、適宜、間伐等を行う。	毎木調査に基づき伐採を行ない、適度な照度を保つ。



宇和島城下之図（元禄12年） 井戸丸地区



井戸丸地区 整備計画図



正徳絵図 井戸丸地区

5) 三之丸・桑折氏武家長屋門地区

①三之丸

◆A 本質的価値を構成する諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
三の丸地区については、今後、追加指定、用地の公有化に努め、保存整備に必要な発掘調査等各種調査を行い、礎石の露出展示、遺構等の表示、復元等整備を行うことを検討するなど 城山ゾーンとの一体化整備を図る。	既に駐車場として利用されており、周辺に駐車場となる適地がないことから、駐車場拡充や観光案内施設整備を市単独事業として行っており、当面史跡としての整備は行わないが、史跡指定地との景観修景を図る。

◆B-1 本質的価値の補完に好影響を及ぼす諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
平成8年時計画には特記事項なし。	腐食防止処理を施した木材でのロープ柵に更新する。

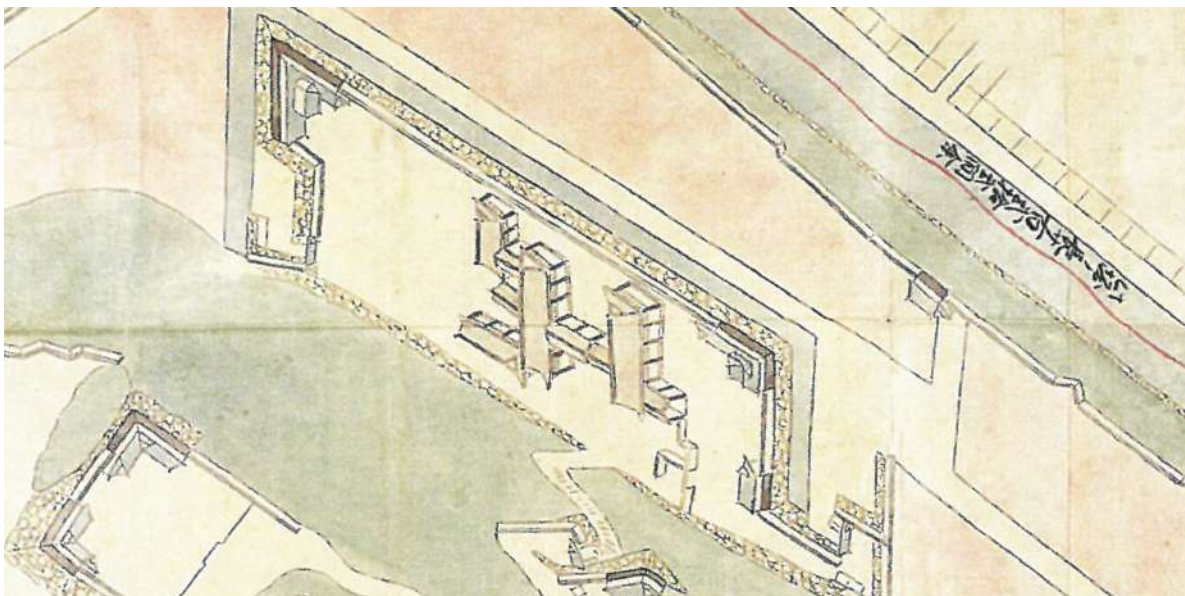
◆B-2 史跡の価値に直接関係しない諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
平成8年時計画には特記事項なし。	- 中原町長頌功碑は史跡指定地外の適地に移設する。 - 継続して植栽管理を行う。

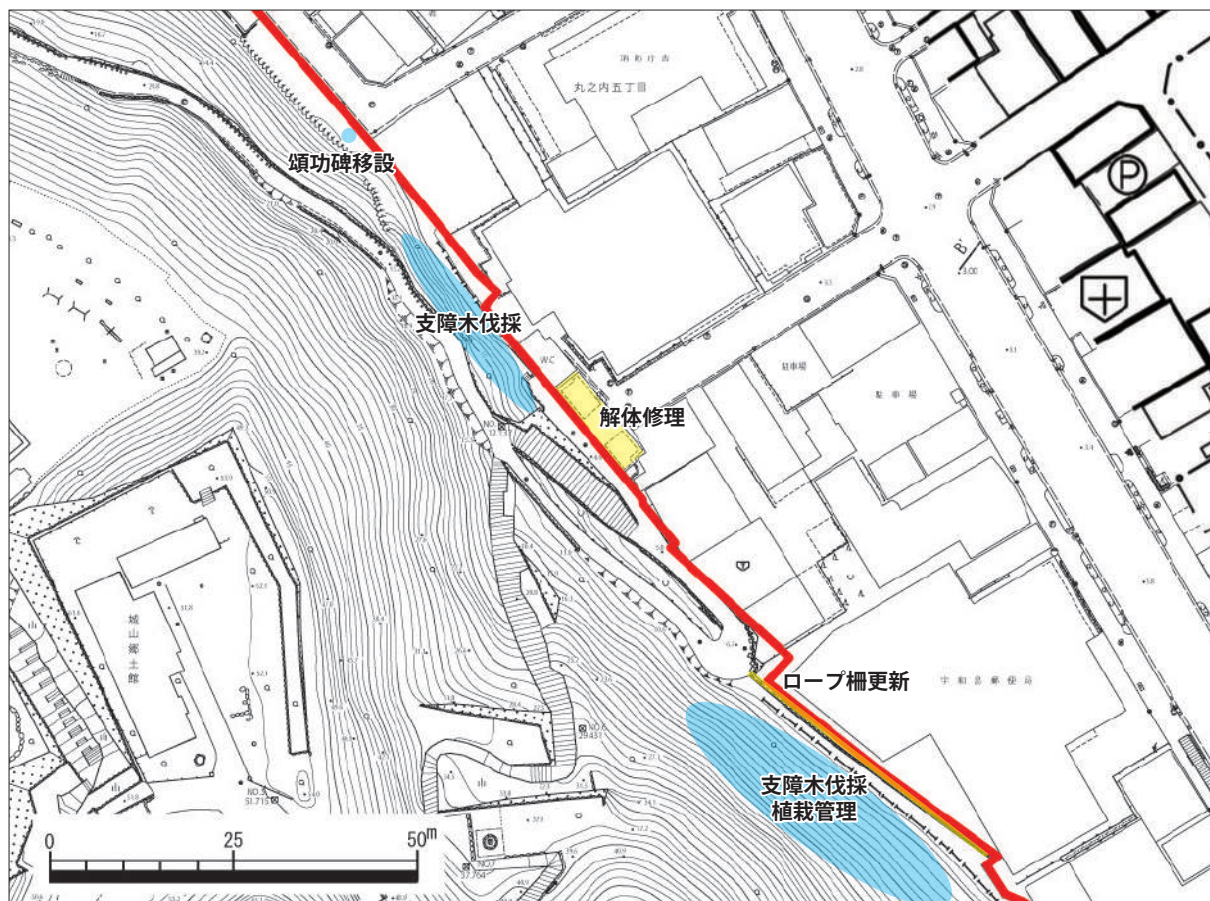
②桑折氏武家長屋門周辺

◆B-1 本質的価値の補完に好影響を及ぼす諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
- 史跡宇和島城への北・東側からの入口空間として位置づけ、総合案内板等を設置するなど入口空間としてふさわしい整備を図る。 - 既設の便所や公有地を利用した来訪者のための休憩等のための小広場や駐車場を拡充する。	- 桑折氏武家長屋門の解体修理を行う。 - 立体駐車場を解体、景観修景を行っており、この維持を図る。



元禄12年宇和島城下之図 三之丸・桑折氏武家長屋門地区



三之丸・桑折氏武家長屋門地区 整備計画図



正徳絵図 三之丸・桑折氏武家長屋門地区

6) 上り立ち門・作事所地区

①上り立ち門周辺

◆A 本質的価値を構成する諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
- 史跡宇和島城へのかつての搦手口方面からの入口空間として位置づけ、上り立ち門南側用地の追加指定や公有化を図り、総合案内板を設置するなど入口空間としてふさわしい整備を図る。 - 上り立ち門から城山へ至る階段は調査の成果を踏まえ、修復、復元整備する。	- 追加指定を行い、公有地化を行っている。 - 発掘調査の結果を基に石段を復元し、発掘調査を基に土塀を復元する。 - 発掘調査を基に平面表示等の番所跡の整備を行う。 - 崩壊した石垣の修理を行う。 - 排水管理を行い、遺構の保護に努める。

◆B-1 史跡の価値に直接関係しない諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
総合案内板を設置するなど入口空間としてふさわしい整備を図る。	サイン計画に基づき更新、設置を行う。

◆B-2 史跡の価値に直接関係しない諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
平成8年時計画には特記事項なし。	児島惟謙銅像を移設する。

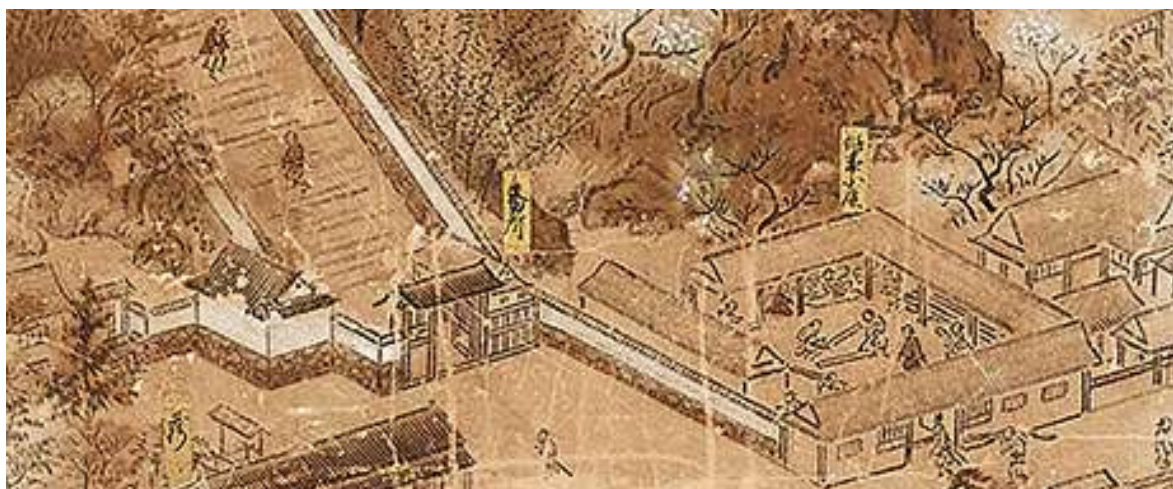
②作事所

◆A 本質的価値を構成する諸要素

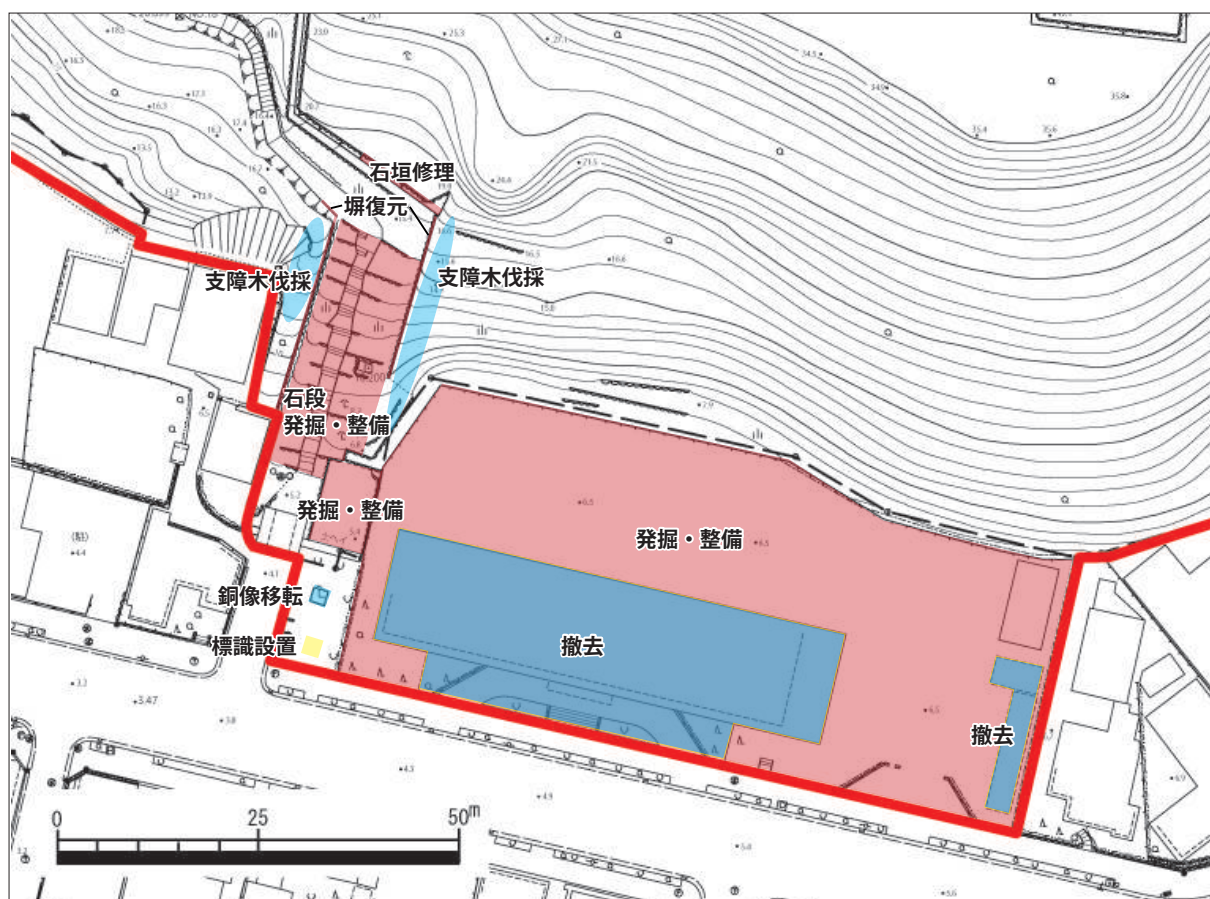
平成8年度整備計画	整備の方針
平成8年度計画時は史跡指定地外	内容確認調査を行い、平成29年度の発掘調査と合わせて建物等の復元、平面表示を行う。

◆B-1 本質的価値の補完に好影響を及ぼす諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
隣接用地の公有化に努め、来訪者の休憩のための広場や、駐輪場、駐車場及び宇和島城のガイダンス施設等を整備する。	- 旧J T宇和島営業所（宇和島城整備事務所）を撤去し、史跡としての整備を行う。 - 長門丸にある宇和島城石碑を史跡標識として上り立ち門前に移設する。



宇和島城下絵図屏風 上り立ち門・作事所地区



上り立ち門・作事所地区 整備計画図



正徳絵図 上り立ち門・作事所地区

7) 追手門地区

①追手門跡

◆A 本質的価値を構成する諸要素

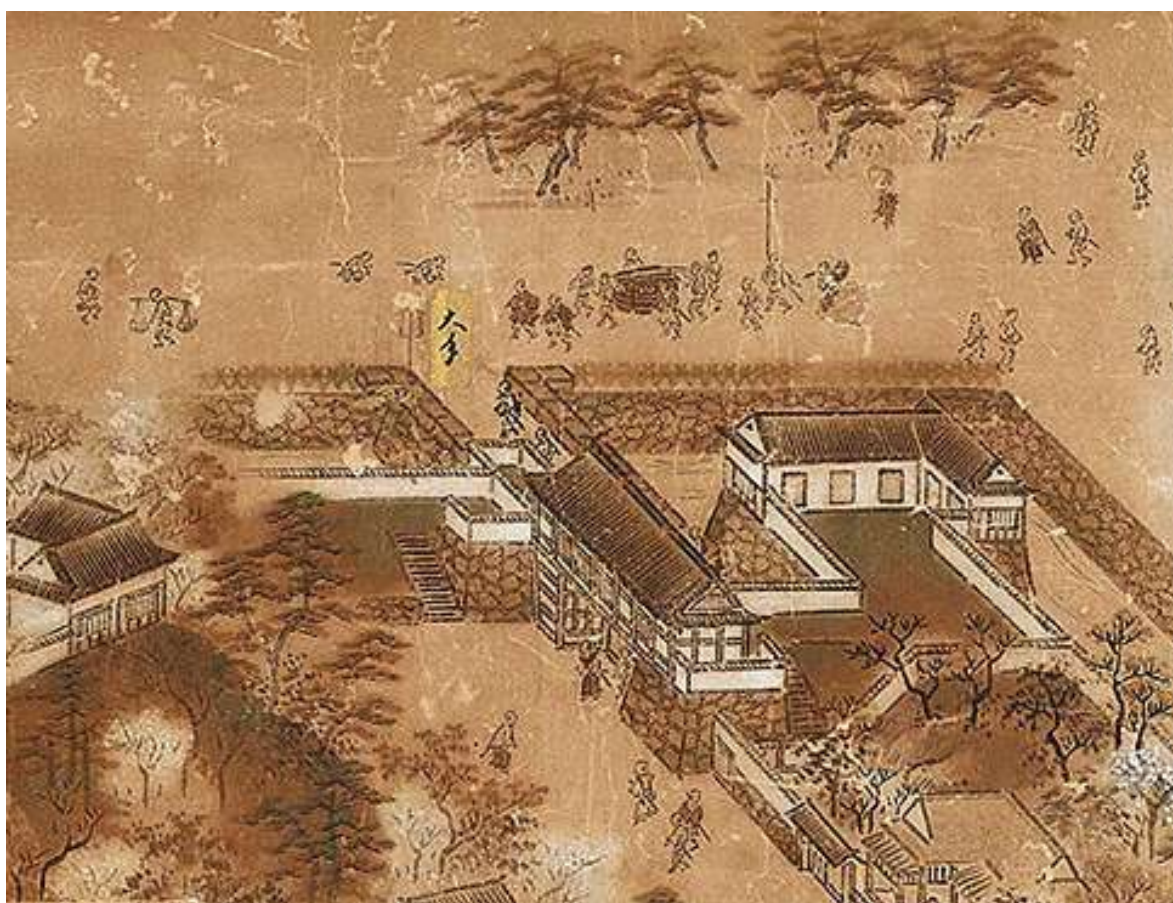
平成8年度整備計画	整備の方針
平成8年度計画時は史跡指定地外として認識していたため、特記事項なし。	指定地と推定される土地を積極的に発掘調査し、史跡指定範囲の確定を進め、公有地化をはかり、石垣の復元や平面表示などの整備を行う。

8) 丘陵斜面地区

①城山斜面

◆B-2 史跡の価値に直接関係しない諸要素

平成8年度整備計画	整備の方針
- 現況の植生については、城山を構成する自然豊かな樹林地として植生調査等の成果、研究、検討を踏まえ、その保存に努める。 - 道については必要に応じ発掘調査等を行い、遺構の解明に努めるとともに、活用上必要となる道とのあり方並びに整備手法を十分に検討し整備を行う。	- 毎木調査に基づき剪定・伐採を行う。 - 麓には民家等があるため、愛媛県河川港湾課と相談し、遺構に影響を及ぼさない範囲で急傾斜対策を行う。



宇和島城下絵図屏風 追手門地区



追手門地区 整備計画図



正徳絵図 追手門地区

第3節 公開活用計画及び管理運営計画

1 公開活用計画

1) 発掘調査・整備等の公開・活用

- ・発掘調査後には現地説明会のほか子どもも楽しめるような体験学習を行い、これらを継続して行えるよう、また地域住民に宇和島城の持つ価値をよりの確に分かりやすく伝えられるよう努める。
- ・ボランティア等の地域住民が整備事業に参加できる機会を設ける。

2) 歴史公園としての公開・活用

- ・宇和島城はレクリエーション、遠足などに利用されているほか、「伊達なうわじまお城まつり」等、様々なイベントが開催されるなど、多面的な活用が図られている。今後も、公園利用者が気持ちよく利用できるだけでなく、近隣住民にも配慮した活用ができるよう、公園部局と連携・協力を行っていく。
- ・津波緊急避難場所として多くの利用者に周知できるよう、案内板や宇和島市のホームページに、避難経路などについて掲載をする。

3) 学校教育・生涯学習との連携による公開・活用

- ・市内の小中学校は、校外学習等で宇和島城を訪れ、伊達文化をはじめとした宇和島の歴史や史跡に関する学習機会を設けているが、天守や郷土館だけでなく、整備後は作事所も利用いただくよう、学校等に案内する。
- ・宇和島城の保存・活用を担う人材を育成するため、小中学生等が整備事業に参加できる機会を設ける。
- ・「宇和島城下絵図屏風」などを活用したVR・AR等のデジタルコンテンツを使用し、本丸や三之丸など建造物の復元が困難な地区での当時の様子を感じられるようにする。

4) 観光資産としての公開・活用

- ・宇和島城は宇和島市を代表する観光資産として、国内外問わず多くの観光客が訪れている。そのため、より多くの観光客に天守だけではなく、上り立ち門やその他の曲輪を訪れてもらえるよう、宇和島市観光物産協会やボランティアガイドと連携、ガイドコースの充実を図る。
- ・宇和島城をより一層理解してもらうため、パンフレットの更新を行い、内容の拡充を図る。

2 管理・運営に関する計画

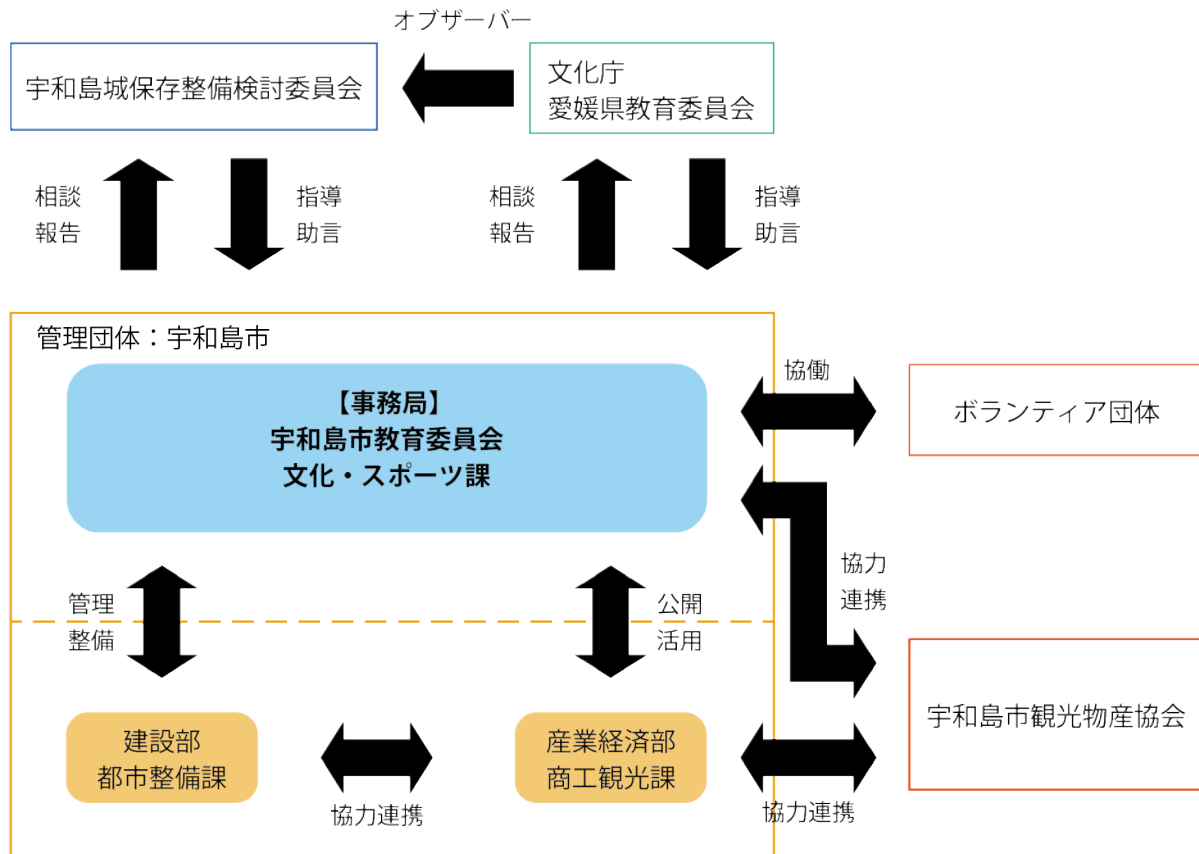
1) 体制整備

- ・現在、城山公園を含む宇和島城の維持・管理は、宇和島市教育委員会の文化・スポーツ課が行っているが、児童公園の管理は宇和島市の都市整備課が行い、配水池については宇和島市水道局が管理を行うといった体制となっている。また、今後も宇和島市都市整備課や商工観光課と緊密に連携し、様々な施策を執行していく。

- ・ 今後も本史跡の整備事業に当たっては、各分野の専門家や学識経験者である「宇和島城保存整備検討委員会」や文化庁、愛媛県教育委員会などの指導・助言の下、整備を推進していく。

2) 民間事業者との協働

- ・ 城山を守る会やボランティアガイドなどの史跡の運営ボランティアへの参加を促進するため、宇和島市観光物産協会との連携を強化し、普及啓発活動を積極的に進めるほか、市民が参加できる制度の拡充を図るなど、史跡の保存・活用等の活動へ市民が参加しやすい制度や体制の整備を進める。
- ・ 現在、宇和島城は、教育委員会文化・スポーツ課が直接管理しているが、将来的には指定管理者制度を導入し、民間事業者の経営能力や技術的能力を最大限に活用することで、管理コストの縮減や多様な市民ニーズに対応した史跡の活用・整備を目指す。



管理運営体制図

第4節 整備事業計画及び完成予想図

実効性のある10年間（令和6～15年）の計画を設定する。令和6～10年を前期整備、令和11～15年を後期整備と位置づける。前期整備は、現在基礎調査が不十分であることから、前調査中心の事業をすすめ、後期整備では作事所や南登城口周辺の整備を行う。前期整備最終年度となる令和10年度上半期にその成果や進捗状況を見定めて、計画の見直しを行い、後期整備へ移行する。

前期整備では、石垣調査（5カ年）、毎木調査（1カ年）、サイン基本設計（1カ年）、遺構確認（南登城口・作事所跡1カ年）・水文調査（1カ年）を実施する。これに加えて、令和9年度の新博物館開館にあわせて、令和7年度以降に、植栽管理、サイン、動線の環境整備から着手する。植栽管理については毎木調査の成果に基づき、森林環境税も活用しながら実施するが、計画動線上の区域を優先して行うこととする。サインについては、令和6年に基本設計を行い、両登城口の説明板更新、動線沿いの誘導板更新、曲輪・石垣の解説板の更新、新設の順に2か年で実施する。動線整備については、昭和期整備の管理道の陥没箇所や往時城道のタタキ舗装の欠損箇所の修繕を行いつつ、井戸丸周辺の補助段や手摺整備を行う。そして、市単独事業として、天守の照明改修、北登城口の桑折氏武家長屋門修理、城山郷土館の展示変更（整備事業の周知・啓発）、遊具等不適切施設の撤去（1次）、新博物館から南登城口へいたる動線上へのサインや路面舗装などの整備も実施していく。またこの期間に、天守の保存活用計画策定（2カ年）、天守の耐震調査に着手し、耐震化事業に備えておく。

後期整備では、登城口周辺の作事所並びに上り立ち門周辺の整備を行い、宇和島城の新たな魅力づくりを図る。前期整備にて既存発掘調査の整理や追加調査、基本設計を完了させ、既存施設解体撤去や発掘調査後の実施設計時に、具体的な整備内容を検討し、令和15年整備完了を目指す。また前期での石垣調査に基づく修理、樹木伐採、市単独事業としての遊具等撤去（2次）や、追手門周辺の発掘調査や用地取得を行っていく。



完成予想図

事業計画表 (青：国庫補助事業 (史跡整備)、赤：国庫補助事業 (重要文化財)、緑：国庫補助事業 (埋蔵文化財)、黒：国庫補助事業 (環境文化財)、緑：国庫補助事業 (重要文化財)、緑：国庫補助事業 (埋蔵文化財)、黒：市単独)

地区	R6(2024)年度 上半期	R6(2024)年度 下半期	R7(2025)年度 上半期	R7(2025)年度 下半期	R8(2026)年度 上半期	R8(2026)年度 下半期	R9(2027)年度 上半期	R9(2027)年度 下半期	R10(2028)年度 上半期	R10(2028)年度 下半期	R11(2029)年度 上半期	R11(2029)年度 下半期	R12(2030)年度 上半期	R12(2030)年度 下半期	R13(2031)年度 上半期	R13(2031)年度 下半期	R14(2032)年度 上半期	R14(2032)年度 下半期	R15(2033)年度 上半期	R15(2033)年度 下半期	備考
全体																					R9(2027)年度 新博物館開館予定 R9年度については新博物館開館で、見学者の増加が見込まれることから、事業量を抑えて実施する。
本丸・二之丸地区																					保存活用計画、耐震診断の成果に応じて、後期に耐震や修理事業が行う可能性あり。
藤兵衛丸・長門丸地区																					
代右衛門丸・式部丸地区																					
井戸丸地区																					
三之丸・桑折氏武家長屋門地区																					
上り立ち門・作事所地区																					
追手門地区																					民有地 史跡指定範囲不明
丘陵斜面地区																					

史跡宇和島城 整備基本計画書

令和6年（2024）3月

編集・発行 宇和島市教育委員会（文化・スポーツ課）

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

TEL：0895-24-1111（代表）FAX：0895-22-5058

電子メールアドレス bunka@city.uwajima.lg.jp